

2 月 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録

日時：令和4年2月24日

場所：山口県教育庁教育委員会室

|        |   |
|--------|---|
| 教 育 長  | <p>それでは、ただいまより令和4年2月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の署名委員の指名を行います。<br/>佐野委員と頼原委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思います。本日の議題のうち、議案第13号、協議事項1、協議事項2については、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p>   |
| 全 委 員  | <p>承認</p> <p>それでは、議案第13号、協議事項1、協議事項2については非公開で審議することといたします。</p>  |
| 教 育 長  | <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。<br/>議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>  |
| 教育政策課長 | <p>議案第1号山口県教育委員会表彰規則による表彰について、ご説明いたします。</p> <p>資料①の、2ページを御覧ください。</p> <p>1月29日に山口県立山口高等学校の札幌高志教諭が御逝去されました。</p> <p>これに伴いまして、表彰規則による「永年その職務に精励した者」であるとして、山口県立山口高等学校長から教育功労者表彰の内申がございました。</p> <p>死亡退職に伴う表彰に係る永年精勤者は勤務年数が20年以上の者となっております。内申の状況と併せまして、表彰の基準を満たすものでございました。</p> <p>急な退職に対応し、これまでのご功績に報いるためにも、速やかに表彰する必要がございましたことから、「教育長に対する事務の委任等に関する規則」第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理して、1月29日付けで札幌教諭を表彰いたしましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮り申し上げます。</p> |
| 教 育 長  | <p>ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>  |
| 全 委 員  | <p>承認</p>   |

|        |  |
|--------|--|
| 教 育 長  | <p>議案第 1 号を承認いたします。<br/>つづいて議案第 2 号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>  |
| 教育政策課長 | <p>それでは、議案第 2 号「令和 4 年度 山口県一般会計予算」についての意見の申出について御説明いたします。<br/>議案第 2 号参考資料の 1 ページをお開きください。<br/>基本的な考え方についてです。県教委では、県の予算編成方針の下、ICT環境を活用し、子どもたちの可能性を広げる「やまぐちスマートスクール構想」を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大から子どもたちを守る対策を講じながら、教育振興基本計画の着実な実現に向けた「7つの緊急・重点プロジェクト」に沿った施策の重点的な取組を進めることとしたところです。本県では、全国に先駆けて、全ての公立学校におけるコミュニティ・スクールの導入と児童生徒への 1 人 1 台タブレット端末の整備を進めてきました。令和 4 年度は、この 2 つの優れた教育環境を最大限に活かし、これまで蓄積してきた学校現場の教育実践と ICT 等の最先端の技術を最適に組み合わせ、新たな時代を見据えた教育の充実に取り組むこととしています。</p> <p>1 ページめくっていただいて、2 ページを御覧ください<br/>次に、予算規模ですが、児童生徒数の減少による教員定数の見直し等により、来年度の教育委員会所管予算は、約 1, 2 2 5 億円、対前年度比では、9 7. 0 %となっています。</p> <p>次に、3 ページです。「やまぐちスマートスクール構想」の推進についての全体概要を示しています。<br/>それでは、新規事業や拡充事業を中心に主要事業につきまして御説明いたします。</p> <p>4 ページをお開きください。最初に、やまぐちスマートスクール構想の一人ひとりに合った学びで力を引き出す学校に関連した主要事業のうち、まず、「やまぐちスマートスクール構想推進事業」です。来年度は、ICT支援員の派遣に加えて、「やまぐちスマートスクール運営支援センター」を設置し、ICT支援員のサポートや機器の故障対応、端末等の操作に係るヘルプデスクを設置するなど、学校現場での日常使いを支援する体制を充実させてまいります。また、ICTコンテストやデータサイエンティスト育成講座も、引き続き開催します。</p> <p>次に、5 ページの「学びに向かうやまぐちっ子育成推進事業」です。本県独自の取組として、毎年秋に実施している「山口県学力定着状況確認問題」を C B T (Computer-Based Testing) 化し、個別の学力の定着状況等の蓄積や採点・集計作業の効率化を進め、児童生徒の学力定着状況に応じた指導や授業の充実を図ります。</p> <p>次に、6 ページを御覧ください。中程の、新規事業の「総合支援学校 V R 活用事業」では、学校にいながら体験学習を実現できるオリジナル V R 動画を作成・活用し、一人ひとりの障害の状態に応じた個別最適な学びの実現と、子どもたちの「自立と社会参加」の促進につなげていきます。</p> <p>次に、「遊び・運動大好き！体力向上推進事業」では、1 人 1 台タブレット端末を活用し、自分の動きを撮影して確認したり、動画を基</p> |

に話し合ったりする授業研究やICTを活用した授業づくりに関する教職員の研修などを行うことにより、子どもの運動習慣の改善と体力向上を図ります。

続いて、7ページ2 海外・地域・他校とつながる学校！に関連した主要事業です。

「やまぐちスマートスクール構想推進事業」において、国際感覚の醸成や異文化への理解促進、英語のコミュニケーション能力の向上等を図るため、海外との遠隔授業等を推進します。

「やまぐちで学ぶ！高校教育魅力向上事業」では、従来の学校における学びに加え、学校や学年にとらわれない多様な学びを提供するため、大学教授によるオンラインセミナーや、大学進学に必要なハイレベルな知識・技能を育成する、テレビ会議システムを活用した全県合同の課外授業（ドリカムゼミ）を実施します。

次に、8ページです。「明日のやまぐちを担う産業人材育成事業」では、複数校が同時に受講可能なオンラインを活用した資格取得に向けた講座を実施し、学校の枠を越えた学びの場や学ぶ機会を創出します。

続いて、9ページ3 安心・安全で一人ひとりを大切にする学校！に関連した主要事業です。

「教育ICT管理運営費」では、障害や疾病等により通学が困難な児童生徒に学びの機会を保障するため、分身ロボット（オリヒメ）を活用したオンライン授業などに取り組みます。

また、「いじめ・不登校等対策強化事業」では、不登校等の児童生徒を対象にしたスクールカウンセラーによるオンライン相談・カウンセリングを推進します。

続いて、10ページです。学校等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策です。まず、「一般管理費（コロナ対策分）」です。こちらは、令和3年度補正予算ですが、各学校が児童生徒の安心安全な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続するため、感染症対策に必要な消毒液や備品等を購入します。

次に、「県立学校における感染症防止対策事業」です。学校の教育活動がより安心・安全なものとなるよう、県立学校の希望する生徒・教職員に対して随時のPCR検査を実施します。その他、令和4年度も特別支援学校の通学バスの増便等を継続し、感染リスクの低減を図ることとしています。

続いて、山口県教育振興基本計画の緊急・重点プロジェクト等主要事業です。最初は、12ページの1「地域教育力日本一」推進プロジェクトに関連した主要事業です。

「育ちや学びをつなぐコミュニティ・スクール推進事業」です。全ての公立小・中・高等学校、総合支援学校等に導入されたコミュニティ・スクールの仕組みを生かし、義務教育段階で育んだ子どもたちの資質・能力を高等学校につなげていくため、県立高校等にCS活動推進員（25人）を配置し、校種間連携を推進するなど、コミュニティ・スクールの活性化を図ってまいります。

続いて、15ページの2 教育を通じた「ふるさと山口」創生プロジェクトの主要事業です。

まず、「やまぐちハイスクールブランド創出事業」です。専門学科等を持つ学校が学科の枠を越えて設立した模擬株式会社「山口魅来（やまぐちみらい）」による活動を展開し、生徒の考案した統一ブラ

ンドを活用した商品開発などに取り組むなど、一連の起業活動の実施をとおして、新たな価値を創出する人材の育成を図ります。

次に、16ページです。「東部地域グローバル人材育成事業」では、グローバルな視点や経験を活かし、自分たちの地域社会に貢献する活動を行う人材を育成することを目的として、県東部地域の高校生を対象に、「語学力育成」、「グローバル探究」などのプログラムを実施します。

続いて、17ページの3 確かな学力育成プロジェクトの主要事業です。

まず、「学びに向かうやまぐちっ子育成推進事業」では、学習指導要領で求められる資質・能力を本県の子どもたちに確実に身に付けさせていくため、学力向上のための基盤づくりに関する調査研究事業や教員のキャリアステージに応じた研修会などを実施します。

続いて、18ページの4 豊かな心・健やかな体育成プロジェクトの主要事業です。

まず、「乳幼児の育ちと学び支援事業」です。2年目となる「山口県乳幼児の育ちと学び支援センター」を拠点として、幼児教育・保育の質の向上を図ります。来年度は、研修・訪問支援体制の拡充や、国の事業を活用した保幼小の連携等に関する調査研究にも取り組むこととしています。

続いて、20ページの5 魅力ある学校づくりプロジェクトの主要事業です。

「県立学校施設整備事業」です。より質の高い高校教育を提供するための学校・学科の再編整備に必要な施設の整備を進めるとともに、児童生徒数の増加等に伴う総合支援学校の教室不足に対応するため、必要な施設の整備を行います。

続いて、21ページの6 教職員人材育成プロジェクトの主要事業です。

まず、「教職員等研修事業」です。本年度に続き、独立行政法人教職員支援機構（NITS）山口大学センターと連携して、各学校におけるICT活用のリーダーを養成するなど、教職員のキャリアステージに応じて、計画的・継続的に資質能力の向上を図ることとしています。

続いて、22ページ、7 安心・安全な学校づくりプロジェクトの主要事業です。

「学校安全総合推進事業」では、「第2次・第3次山口県学校安全推進計画」を踏まえ、「防犯を含む生活安全」「交通安全」「災害安全（防災）」の3領域において、学校・家庭・地域・関係機関が一体となった学校安全の取組等を実施します。

次に、23ページ、8 その他の主要事業です。

最後の事業で、県立山口博物館では「特別展『ふしぎ！おどろき！大動物展』」を開催することとしています。動物が進化の中で獲得した行動や形態・機能を世界初公開の映像や剥製（はくせい）で紹介するとともに、県内の動物園や水族館とも連携し、実際の動物観察へつなげる展示を行います。

この「令和4年度当初予算案」につきまして、県議会の議案提出に先立つ知事からの意見照会に対し、「教育長に対する事務の委任等に関する規則」第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して「異存ない」旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるも

|                   |   |
|-------------------|---|
| <p>教 育 長</p>      | <p>のでございます。<br/>         以上でございます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ただいま教育政策課から議案第2号について説明がありました。意見、質問はありますか。</p>   |
| <p>佐 野 委 員</p>    | <p>全体にICTを利用した施策が非常に多く、昨年度までに一人一台の端末が配布されており、この先、その活用やメンテナンス、継続的な利用ができるように、良い施策が用意されており、更に進んでいるなどという感じがしております。その中で、総合支援学校のVR活用事業ですけれども、以前、公安委員会との意見交換会でVRを体験させていただいたのですけれども、使い方によって非常に面白いなと思いましたが、この先、普通学級に広げていくとかそういう考えはあるのでしょうか。</p>                      |
| <p>特別支援教育推進室長</p> | <p>只今の件についてですが、まず特別支援学校で初めての試みですので、特別支援学校でまずしっかりやっていって、子ども達が地域の公園に出掛けるとか、地域のバスを使うとか、あるいは地域の企業見学とか、その辺りの動画をこれから作っていき共有化していきたいと思っています。Googleが普及してくれば、その動画を小学校、中学校、特別支援学級で使いたいということにも応じられるとは思いますが、まずは特別支援学校の方でしっかり使いながら成果と課題を整理していきたいと考えております。</p>             |
| <p>佐 野 委 員</p>    | <p>支援学校について、教えていただきたいのですけれども、支援学校の生徒さんの数が今増えておられていると聞いているのですけれども、具体的には支援を要するどのような生徒さんが増えてらっしゃるのでしょうか。</p>   |
| <p>特別支援教育推進室長</p> | <p>特別支援学校は5障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱を対象としております。その中でも増加傾向にあるのは知的障害のある児童生徒です。さらにその中でも自閉症を併せ有するか、発達障害を併せ有する生徒もおります。基本的にはそういった児童生徒は初めての場所とか初めての活動で情緒が不安定になることもあります。更には障害の状況からそういった校外で体験した後の振り返りで、その体験を思い出すことが難しいというケースもありますので、そういったことにこのVRは有効に使えると考えております。</p> |
| <p>小 崎 委 員</p>    | <p>一人一台タブレットということで、小学生も中学生もほとんどタブレットを持っている状態なんですね。子ども達ってタブレットを使うのもすぐ慣れてしまって、ほんとに私たちでは考えられないくらい、上手に扱うんですけれども、情報を送る側が、充実した情報を送れるようになればと思います。例えば、今度、博物館で特別展が行われますが、そういった情報が、それぞれ個人のタブレットに送られるようになるとか、そういう情報がそれぞれ見られるような取組をやっていたらいいなと思っています。</p>                |

|         |  |
|---------|--|
| 教育政策課長  | <p>今、県立学校で配布しているタブレットは、県教委の方で事前に管理し、ブラウザのトップ画面に県からの、そういう情報が出せるようになっております。市町立の方ではまだできておらず、各市町教委ごとに対応するという形にはなっているのですが、県のそういうやり方を紹介しながらやっていこうと思います。</p>  |
| 教 育 長   | <p>美術館の映像とかを見られるようにはなっていますよね。雪舟の山水図とか。それこそ文化振興課の事業で、松崎小学校と県立美術館が連携した芸術教室がありましたが、そういったところで学校を繋げてタブレットでも見れるような、そういった事業が増えていけばと思います。</p>  |
| 木 阪 委 員 | <p>やまぐちハイスクールブランド創出事業、面白いなと思いました。これまでの職場体験のような形で生徒さんに教えていたような地元の事業者さんとかは、今のような教育の流れを知ると、かなり驚かれるはずです。こういったことを協力していただける事業者さんと一緒にうまくやっていけば、子どもたちが大きく成長するのではないかと感じました。</p>   |
| 高校教育課長  | <p>ありがとうございます。ハイスクールブランド事業は、一連の起業活動を経験するという意味で、高校生にとっても非常に重要だと思います。今話がありました、企業との連携ですが、今年度は実際の店舗での販売を三カ所でやりました。そういう時には、地元の人たちに周知しますので、ハイスクールブランド事業の情報を広めることができました。それからいろんなセミナーを開くのに、企業の方のお話も聞きますので、企業の方に「こんなことやっているんですけどもご協力いただけませんか」ということで情報を広げることもできています。今後もいろんなところでこの事業をPRしていければと思います。</p> |
| 佐 野 委 員 | <p>ICTを活用したシステムがかなり動き出してくるということで、CBTという形でコンピュータを使ったテストや調査を実施し、その結果を利活用されていくと思うのですが、これまでは生徒の学習結果の利活用に関しての調査研究があまりなかったのではないかと思います。全県共通の統合型校務支援システムの導入が進めば、アンケートとかの「良かった」などの感覚的なものではなくて、数値として示せるものが出てくるのではないかと期待しています。統合型校務支援システムの導入は県立学校ということなんですけれども、市町立学校の方はこういった状況になるのか教えていただけないでしょうか。</p>  |
| 教育政策課長  | <p>統合型校務支援システムについて御説明いたします。県立学校につきましては、高等学校は今年度中に全ての高校に導入し、総合支援学校は来年度中に導入するというところで進んでおります。小中学校につきましては、小中学校版の統合型校務支援システムを再来年度に全県で導入できればということで、県と市町と山口大学の附属小学校中学校で協議を進めているところです。統合型校務支援システムで業務の見える化ができるかというところもありますが、まずは業務の効率化</p>   |

|        |   |
|--------|---|
| 義務教育課長 | <p>に視点を置き、進めていきたいと思ひます。</p> <p>C B Tについて御説明させていただきます。大きく2つの活用方法がございます。1つ目は個人の学びの蓄積という評価の側面、2つ目は授業改善です。1つ目の学びの蓄積につきましては、今後、小5、小6、中1、中2とこれまでのデータがコンピュータの中に蓄積されて、正に子ども達自身がどのような学びを辿ってきたか、というものを返せると考えております。2つ目の授業改善に関しては、御承知の通り紙媒体から情報を収集して、整理統合していくという段階から、インターネット等、デジタルの情報を収集していかなければならないという次のフェーズに入ってきています。そうした中で、国もコンピュータを使った学力調査を始めていく予定になっておりますので、先立てて県でもそうした評価システムを取り入れていくことで、授業改善が行われていくと考えておりますので、これらの側面からC B Tをいち早く導入していくという考えでございます。</p>  |
| 教 育 長  | 議案第2号について、承認することとしてよろしいですか。   |
| 全 委 員  | 承認  |
| 教 育 長  | <p>議案第2号を承認いたします。</p> <p>つづいて議案第3号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>  |
| 教育政策課長 | <p>それでは、議案第3号「令和3年度山口県一般会計補正予算（第9号）」についての意見の申出について御説明します。</p> <p>資料①の15ページを御覧ください。</p> <p>はじめに、「1歳出予算」の表の「経費区分」と太線で囲んでいる部分、「補正額」の欄をあわせて御覧ください。まず、給与関係経費は、学校教職員等の給与費などの実績が見込みを下回ったことにより、3億6,684万6千円の減額となりました。</p> <p>次に、一般行政経費の通常分は、全日制高等学校の一般管理費における光熱水費や教職員の旅費等の実績が見込みを下回ったことなどにより、5億2,433万2千円の減額となりました。一般行政経費の経済対策分ですが、先ほど、当初予算の説明の際、御説明しました、県立学校における感染症対策に必要な衛生用品を追加購入する経費として、1億6,470万円を計上しております。</p> <p>次に、施策的経費は、高等学校等の授業料の負担軽減を図る就学支援金の支給見込みの減や奨学給付金の執行見込みの減、県立高等学校等県内修学旅行支援事業の執行見込みの減などにより、4億7,213万4千円の減額となりました。</p> <p>次に、県営建築事業費は、工事の入札減などにより、1億1,402万4千円の減額となりました。</p> <p>次に、災害復旧費は、8月大雨災害に係る補助災害復旧事業の執行見込額の増により、1,360万7千円の増額となりました。</p> <p>これらの結果、2月補正全体額は、合計欄にありますとおり、12億9,902万9千円の減額となっています。その結果、補正後の県教委の予算総額は、1,217億3,883万円となります。</p> <p>続いて、来年度に繰り越す、「2繰越明許費」についてです。</p> |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>まず、財産管理費では、萩商工高等学校の外構工事等で工法変更が必要となったことに伴い、繰越が必要となりました。</p> <p>次に、一般管理費では、先ほどご説明しました国の経済対策への対応に伴う補正により、繰越が必要となりました。</p> <p>次に、施設改造費では、県立高校空調整備工事で、コロナ感染症の影響で部品や機器が品薄で調達困難となったため、繰越が必要となりました。</p> <p>次に、施設整備費では、岩国総合支援学校職業科棟新築工事等などの計5件で、工事の内容について、学校との調整に不測の日数を要した等のため、繰越が必要となりました。</p> <p>次に、文化財保護対策費では、試掘調査の結果、基本設計を変更することとなり、不測の日数を要したため、繰越が必要となりました。</p> <p>さらに、県立学校施設災害復旧事業費では、田布施農工高校土地災害復旧工事などの計2件で、地元調整に不測の時間を要したこと等のため、繰越が必要となりました。</p> <p>これら、合計で5億7,261万9千円を来年度へ繰越しようとするものでございます。</p> <p>この補正予算第9号につきましても、先ほどの当初予算と同様、県議会への議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>以上でございます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p> |
| 教 育 長   | <p>ただいま教育政策課から議案第3号について説明がありました。意見、質問はありますか。</p>   |
| 佐 野 委 員 | <p>新型コロナの影響でいろんな予算が実行できなかったり、予定外のかたちで内容が変わったりしていると思いますが、新型コロナの影響で、できてなかったものについては、この状況になって3年目になりますので、そろそろできるような対応していく必要があるのではないかと思います。効果的な方法があれば、それを実施してほしいと感じております。その中で私ども教育委員会の動きですけれども、新型コロナが始まってから、ほとんど現地視察とか、現場の研究が非常に少なくなっております。ある程度現場の状況とか雰囲気とかを知っておくことで、いろんな発言ができると思います。新型コロナ以前はいろんな視察等をさせていただいていたので、そろそろコロナの下でもできるような視察であれば遠隔でも視察ができるでしょうし、現場の先生方、校長先生とかのお話をさせていただくことで、現場の雰囲気とかそういう状況も教えてもらうことができるのではないかと思います。大勢で行かなくてもそういったことができるように、そろそろ検討していただいて、実施していただけないかなと感じております。</p>  |
| 教育政策課長  | <p>委員お示しの通り、これまでと違って、ICTを活用して遠隔で対応することにもかなり慣れてきております。ワクチン接種も2回目、3回目と進み、当初とはかなり変わってきております。感染拡大の状況を見ながら、現地視察等ができるように検討していきたいと思っております。</p>  |



|        |  |
|--------|--|
| 教 育 長  | 議案第 3 号について、承認することとしてよろしいですか。  |
| 全 委 員  | 承認   |
| 教 育 長  | 議案第 3 号を承認いたします。<br>つづいて議案第 4 号について、教育政策課から説明をお願いします。  |
| 教育政策課長 | <p>議案第 4 号山口県部制条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出についてご説明いたします。資料の 2 3 ページの参考資料をお開きください。</p> <p>まず、1 の趣旨についてです。文化財を観光資源として積極的に活用し、観光振興につなげることなどを目的として、観光スポーツ文化部が文化に関する事項をその所管とするため、山口県部制条例をはじめ、関連する条例を一括して改正するものです。</p> <p>次に、2 の改正の内容です。部制条例において、観光スポーツ文化部の分掌事務に文化に関する事項を追加するとともに、関連条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>そして、3 の施行期日については、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。</p> <p>議案の説明は以上となりますが、ここで、文化財保護事務の移管をはじめとした令和 4 年度の教育委員会事務局等組織改正につきまして、ご説明をさせていただきます。資料の 6 7 ページを御覧ください。</p> <p>2 の (1) のとおり、文化財保護事務の知事部局への移管に伴いまして、社会教育・文化財課の文化財保護班、埋蔵文化財班及び埋蔵文化財センターを知事部局の文化振興課へ移管します。</p> <p>次に、(2) 地域連携教育推進課の設置です。地域連携教育の推進に向け、社会教育との連携強化を図るため、社会教育・文化財課青少年教育班の業務を地域連携教育推進室に移管するとともに、室から課へ改組し、「青少年教育班」、「地域連携教育班」、「家庭教育支援班」の 3 班体制へと組織体制の充実を図ります。</p> <p>次に 6 8 ページです。(3) 学校運営・施設整備室の設置です。県立学校の施設整備や管理等を行うとともに、社会教育・文化財課が所管していた図書館や博物館など「教育施設に関する事務」を担うため、新たに「学校運営・施設整備室」を設置します。</p> <p>以上が、令和 4 年度教育委員会事務局等組織改正の概要でございます。</p> <p>それでは、議案に戻りまして、資料の 2 2 ページを御覧ください。県議会の議案提出に先立つ知事からの意見照会に対し、「教育長に対する事務の委任等に関する規則」第 4 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理をして「異存ない」旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるものでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 教 育 長  | ただいま教育政策課から議案第 4 号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。   |

|            |  |
|------------|--|
| 佐野委員       | 文化財を利活用していかれるというのはホントにいいことだと思います。埋蔵文化財の部分が知事部局に移管されるということなのですが、指定などは主に市町の教育委員会で行われていると思います。その辺りの県との連携というか役割分担が上手くいくのか、上手く住み分けができるのかを教えてください。                 |
| 社会教育・文化財課長 | 御指摘の点でございますけれども、埋蔵文化財も同じ大きな文化財のひとつですし、今回埋蔵文化財センターも文化振興課の方に移管されます。市町との関係は従前どおりやって参りますし、その辺りも問題ありません。  |
| 教育長        | ひとつづくり財団の指定管理でしょうか。  |
| 社会教育・文化財課長 | 埋蔵文化財センター自体の管理、運営についてはひとつづくり財団の方に指定管理をお願いをしております。あそこは発掘調査等もしておりますので、その辺り市町の方で、発掘資料等があれば現実的には県の埋蔵文化財センターの方でお受けしてやっているとところもありますので、そこは引き続き連携しながらやっていくという形になります。 |
| 和泉委員       | 確認ですが、地域連携推進室が推進課になって、新しく学校運営・施設整備室というのができて、社会教育・文化財課は無くなるということでしょうか。  |
| 教育長        | 社会教育・文化財課は無くなります。  |
| 和泉委員       | 学校運営・施設整備室というのは、どこかの課に属するのではない新しい室ということでしょうか。  |
| 教育政策課長     | 現在教育政策課の中に学校運営班と施設班がありますが、新しく室次長という形で課の中ではなく、課と併設という形で、学校運営・施設整備室が設置されます。  |
| 和泉委員       | 教育政策課そのままではないということですか。   |
| 教育政策課長     | そうです。  |
| 教育長        | 議案第4号について、承認することとしてよろしいですか。  |
| 全委員        | 承認   |
| 教育長        | 議案第4号を承認いたします。<br>つづいて議案第5号と議案第6号について、まとめて教育政策課から説明をお願いします。  |
| 教育政策課長     | 議案第5号と第6号について、続けて説明をさせていただきます。<br>まず、議案第5号「知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について」説明いたします。  |

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>資料②の5ページを御覧ください。</p> <p>まず、1の改正の趣旨についてですが、平成26年4月1日から知事等の給料月額減額措置を実施しておりますが、令和4年度においても継続して実施するものです。</p> <p>次に、2の改正の内容についてですが、令和4年3月31日までとしている実施期間を1年間延長します。</p> <p>また、3の施行期日についてですが、公布の日から施行することとしています。</p> <p>なお、実施内容については、参考に記載のとおり、本年度と同様です。</p> <p>続きまして、議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について」説明いたします。</p> <p>11ページを御覧ください。</p> <p>まず、1 改正の趣旨についてですが、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」の施行等を踏まえ、所要の改正を行うものです。</p> <p>次に、2 改正の内容についてですが、現行では、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件に、1年以上の在職要件がありますが、改正後は、在職期間に関わらず育児休業及び部分休業の取得を可能にするものです。また、妊娠又は出産等についての申出があった場合に任命権者が講じなければならない措置として「制度の周知と、意向確認するための面談等」を行うこと。育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、「研修の実施」や「相談体制の整備」など、任命権者が講じなければならない勤務環境の整備に関する措置について規定するものです。</p> <p>次に、3 施行期日についてですが、法律等の施行期日にあわせ、令和4年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>以上が、議案第5号及び第6号の説明です。これらの改正条例の制定について、県議会への議案の提出を行うに当たり、知事から意見照会がなされました。日程の都合から、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮りするものでございます。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> |
| 教 育 長     | <p>ただいま教育政策課から議案第5号と議案第6号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>  |
| 全 委 員     | <p>議案第5号と議案第6号について、承認することとしてよろしいですか。</p>   |
| 教 育 長     | <p>承認</p> <p>議案第5号と議案第6号を承認いたします。</p> <p>つづいて議案第7号から議案第9号について、まとめて教職員課から説明をお願いします。</p>   |
| 教 職 員 課 長 | <p>それでは、議案第7号、第8号、第9号について、説明をさせていただきます。</p>  |

はじめに議案第7号について、説明をさせていただきます。

資料20ページをお開きください。

まず、「改正の趣旨」ですが、公立学校の教職員定数について、児童生徒数の減少、教職員定数の改善等により、所要の増減員を行うものです。

次に、改正の内容です。高等学校は、収容定員の減等により、教職員定数は、47人の減となります。中等教育学校は、今年度と同数となります。特別支援学校は、学級数の増により、教職員定数は、39人の増となります。中学校及び小学校は、国の定数改善等に伴う増員がありますが、児童生徒数の減少に伴う学級数の減等により、教職員定数は、中学校で2人の減、小学校で48人の減となります。以上により、改正後の教職員定数の合計は12,352人となり、現行と比べて58人の減となります。

なお、施行期日は、令和4年4月1日です。

続いて議案第8号について、説明をさせていただきます。

資料26ページをお開きください。

まず、「改正の趣旨」ですが、平成17年の学校教育法改正により各学校に栄養教諭を配置することが可能となり、また、平成21年の学校給食法改正により「学校における食育の推進」が明確に位置付けられ、栄養教諭は食に関する実践的な指導を行うこととされております。この趣旨を踏まえ、市町立の小・中学校に栄養教諭を配置してきたところですが、令和4年度以降、県立学校にも栄養教諭を配置することとしているため、関係条例を整備するものです。

次に、「改正の内容」です。「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」と「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」そして「義務教育諸学校等の教育職員の給与措置条例」について、県立学校に配置される栄養教諭にこれらの条例が適用されるよう所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は、令和4年4月1日です。

続いて議案第9号について、説明をさせていただきます。

資料35ページをお開きください。

まず、「改正の趣旨」ですが、へき地教育振興法施行規則の規定により、へき地学校等の級地指定の算定を行った結果、級地区分に変更等が生じたため、所要の改正を行うものです。

次に、「改正の概要」です。へき地学校等の指定は、へき地学校等指定基準に基づき、当該学校等の地理的条件や文化的・生活的条件を点数化した上で、その点数に応じて行うこととされています。その結果、(1)にありますように、現在35校あるへき地学校等は、新規指定が0校、指定解除が13校で、見直し後においては22校となります。指定解除となる13校の内訳は、(2)にありますように廃校によるものが6校、休校によるものが7校です。また、見直し後の指定のうち、級地区分が上がるものは、3校です。

なお、施行期日は、令和4年4月1日です。

これらの条例の制定につきまして、県議会の議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申出ましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

|             |  |
|-------------|--|
| 教 育 長       | ただいま教職員課から議案第7号から議案第9号について説明がありました。意見、質問はありますか。  |
| 佐 野 委 員     | 教職員定数の部分ですけれども、いくつか教えていただきたいんですが、まず高等学校ですけれども、2025年度より情報の共通テストが始まるということで、情報の免許を持った教員の配置が急がれると聞いておりますが、その辺りの御対応の状況がどうなのか教えてください。やはり骨格的な知識を一定水準持つておられるという免許取得者が必要になってくるんじゃないかと思っております。4年後までに準備しないとイケないと思っておりますが、その辺どうなんでしょうか。それと小学校の方ですけれども、教科担任制で12名増員されるということですが、それで効果が上がるのであれば、定数の増加を検討されてはどうかと思っております。12名を万遍なく散らしてしまったら全体の数からすればものすごく少ないので、ある程度そういう一つ研究ができる体制で状況を把握していくという手法もあつたらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。それと、特別支援学校なんです。42名増ということは、純粋に42学級増えるということでしょうか。  |
| 教 職 員 課 長   | まず、情報の授業についてですが、現時点で情報の免許を持ってない者がやるという、いわゆる、教科担任の特別な許可でやる者が数名おります。それは小規模校を中心に、情報授業ひとつだけでは、中々教員を配置できない、そういった状況が一部ではあります。ほとんどの学校では情報の免許をしっかりと持ってやっております。それから、今後の学習指導要領が改訂した後の情報についてですけれども、共通テストもしっかりと視野に入れながら、今後対応していきたいと考えております。このたびの教員定数の減というのは、収容定員が減になるということは、それだけクラスが減って授業の数が減っていきますので、そのことで先生が減りますが、それに伴って授業も全体的な数としては減りますので、特定の教科が困るとかはないかと思っております。ただ、御指摘がありましたように情報の共通テストに向けたとか、そういったことを含めた指導力の強化というのは、しっかりと考えていかなければならないと思っております。教員定数も含め教員採用試験の改善等も含めながら、しっかりと考えていかなければならないと思っております。小学校の教科担任制については義務教育課の方からも説明があると思っております。教科担任制の推進のための加配は10名程この中では算出しております。続いて特別支援学校についての学級数の増について、42人の増ということで、これには先ほど御説明いたしました栄養教諭の任用替えも含まれておりますので、純粋に学級増による人数は38人でございます。以上でございます。 |
| 義 務 教 育 課 長 | 小学校の教科担任制について少し御説明させていただきたいと思っております。この加配がついた件につきましては、それぞれ7地域にできるだけ万遍なく、加配を振り分けるようにして、その成果、そして課題について検証していく予定でございます。御指摘の通りある程度学力の向上、あるいは、教師の授業力向上等、ひとり加配をつけることによって授業を何度も同じ先生が何度か同じ授業をできるということによって授業力も上がっていくし、子どもの学力も保障されるという相関が見   |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>られるということは聞いていますので、継続して取り組んでまいります。なお、これまでも山口県では、教科担任制とまではいかなくても、教科交換といって単元を通じて、例えば社会と理科を交換するというような取組はずっとやって参りました。前回は中関小学校のビデオをみていただいたと思いますけれども、あの中でも教科交換によって、3年目までの教員が何度か同じ指導案で同じ授業ができるようになって、自分の授業力が上がったといった回答もあったと思います。良い面がたくさんありますので継続してやっていきます。以上です。</p>                                     |
| 佐野委員       | <p>高校の方は情報の免許を持たれていらっしゃる先生方が、山口県の場合は割と足りてきているということでしょうか。</p>   |
| 教職員課長      | <p>現時点で足りていない訳ではありませんが、免許を持っている人間が教員の年齢構成とも比例するような形で、かなり年代ごとに偏っております。そういったことを加味した採用に努めていかなければいけないと考えております。</p>   |
| 佐野委員       | <p>収容定員が減ってきているということですが、今後5年くらいはほぼ一定くらいで収まりそうですね。その辺りは反映されてくるのでしょうか。中学校の卒業人数がこの後5年くらいはそれほど上下しないので、多分に高校に行かれる方も同じくらいになるのかなと思っています。</p>  |
| 副教育長       | <p>子どもの数に応じて教員の定数が標準法で算定されます。ですから、子どもの数が減らなければ、それに比例して教員も減らないということですので。それから補足です、先ほど情報の話が出ましたが、本県では平成24年度実施、それから25年度の採用から情報の教員を採用するようにしております、他県より少し早く手を打っている部分もあります。ただ現実的には全国的に情報の免許を持っておられて、高度な指導をできる方というのは、やはり得難い状況にあります。ですから本県は、楽観的な状況にあるという訳ではありませんが、先程課長が言いましたようになんとか保ってやっているというところがございます。</p> |
| 佐野委員       | <p>特別支援学校さんの方はやはり山口県においても増加傾向が続きそうですね。</p>   |
| 特別支援教育推進室長 | <p>特別支援学校児童生徒数なんですけれども学部によって若干状況が異なります。特に小中学部に最近増加傾向がでてきていて、高等部がほぼ横這いではあります。全体的に見れば増加傾向であるのは全国的な傾向と同じです。</p>   |
| 佐野委員       | <p>普通学級でも通級とか支援学級とかあると思うんですけども、そういう傾向があるんですね。</p>  |
| 特別支援教育推進室長 | <p>特別支援教育の対象となる児童生徒は増えてきています。その理由としては、インクルーシブ教育システムの構築の中で、やはり特別支援教育に対する期待の高まり、あるいは特別支援教育を受けながら通常の学級と交流をしていこうという、そういう機運もあります。</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
| 教 育 長       | 議案第7号から議案第9号について、承認することとしてよろしいですか。   |
| 全 委 員       | 承認   |
| 教 育 長       | 議案第7号から議案第9号を承認いたします。<br>つづいて議案第10号について、教職員課から説明をお願いします。   |
| 教 職 員 課 長   | <p>43ページの議案第10号「損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出」について御説明します。</p> <p>県立学校の教員が公務中に公用車で起こした交通事故に関して、相手方から、損害賠償の請求がありました。については、損害賠償の金額を定めることについて、知事が地方自治法第180条第1項に基づく専決処分を行い、議会への報告に先立ち、意見の聴取がありました。これについて、「異存なし」として処理したことについて報告し、承認を求めるものです。</p> <p>事故の概要についてですが、46ページにお示ししておりますように、昨年10月1日に、県立山口南総合支援学校の教諭が、公用車を同校職員駐車場に駐車し、運転席ドアを開けた後、ドアから手を離れた際、隣に駐車してあった相手車両にドアが接触し、相手車両が損傷したものです。</p> <p>本件は、賠償額6万5千826円が当該公用車に係る任意保険の補償額の範囲内であり、全額保険金から支払われることとなります。</p> <p>なお、本件の当事者である教員に故意又は重大な過失は認められないため、当事者への賠償の請求はいたしません。</p> <p>今後とも、教職員の交通事故防止につきましては指導を徹底してまいります。</p> <p>以上です。御審議をお願いいたします。</p> |
| 教 育 長       | ただいま教職員課から議案第10号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。   |
| 教 育 長       | 議案第10号について、承認することとしてよろしいですか。   |
| 全 委 員       | 承認   |
| 教 育 長       | 議案第10号を承認いたします。<br>つづいて議案第11号について、高校教育課から説明をお願いします。  |
| 高 校 教 育 課 長 | <p>議案第11号の「山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について」、御説明します。関連の資料は、47ページから52ページまでとなっておりますが、50ページの参考資料により御説明いたします。</p> <p>改正の理由は、「1」にありますように、令和2年4月に新たな光丘高校を開校し、光丘高校の生徒募集を停止したことに伴い、今年度末をもって光丘高校の在籍者がいなくなり、同校が廃止となることか</p>  |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>ら、所要の改正を行うものです。</p> <p>この条例改正につきまして、県議会の議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>御承認のほど、よろしくお願いいたします。</p>  |
| 教 育 長      | <p>ただいま高校教育課から議案第11号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>   |
| 教 育 長      | <p>議案第11号について、承認することとしてよろしいですか。</p>  |
| 全 委 員      | <p>承認</p>  |
| 教 育 長      | <p>議案第11号を承認いたします。</p> <p>つづいて議案第12号について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。</p>   |
| 社会教育・文化財課長 | <p>それでは議案第12号「文化財の県指定」についてご説明いたします。資料は議案集資料2の53ページからになります。</p> <p>本議案は、山口県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、「宮本常一関係資料」及び「旧山口藩庁門の土塀及び土塁・石垣」の2件の文化財について、山口県有形文化財に指定及び追加指定しようとするものです。</p> <p>文化財の概要につきましては、昨年12月の教育委員会会議でご説明し、山口県文化財保護審議会に諮問することについてご承認をいただきましたので、内容の詳細説明は割愛させていただきますが、さる1月20日に開催いたしました「第87回山口県文化財保護審議会」に諮問いたしましたところ、55ページのとおり指定することが適当であるとの答申をいただいております。</p> <p>つきましては、このたび、本会議におきまして、ご承認をいただきたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> |
| 教 育 長      | <p>ただいま社会教育・文化財課から議案第12号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>   |
| 教 育 長      | <p>議案第12号について、承認することとしてよろしいですか。</p>  |
| 全 委 員      | <p>承認</p>  |
| 教 育 長      | <p>議案第12号を承認いたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1について、高校教育課から説明をお願いします。</p>  |
| 高校教育課長     | <p>1月24日に開催しました「令和3年度第6回県立高校将来構想検討協議会」の協議概要について御説明いたします。</p> <p>資料104ページを御覧ください。</p> <p>第6回協議会では、2の協議の概要にありますように「パブリック</p>   |



|            |  |
|------------|--|
|            | <p>・コメントの概要」、「次期県立高校将来構想の案の検討資料」について、御協議いただきました。</p> <p>3に委員からの御意見をお示ししています。</p> <p>(2)を御覧ください。1番目、2番目の○にありますように、「『学校づくりの方向性』における三つの方向性が、具体的に示されていて素晴らしいと思った」、「遠距離通学をする生徒について、具体的な支援の検討をお願いします」などの御意見をいただきました。</p> <p>(3)については、1番目、2番目の○にありますように、「各学科の方向性について、大変よく整理されている。この方向性を踏まえて具現化していくことが学校の役割ではないかと思う」、「『進学指導に重点を置いた中高一貫教育校の配置の検討』について、実現することができたら、今回の将来構想の目玉になると思う」などの御意見をいただきました。</p> <p>裏面を御覧ください。</p> <p>全体を通しての御意見として、(5)の1番目、2番目の○にありますように、「これまでの協議会での委員の意見を踏まえ、よくまとめている」、「随所に学校間連携や企業・関係機関との連携・協働が記載されており、山口県らしい将来構想になっていると思う」などの御意見をいただきました。</p> <p>また、協議会でいただいた御意見も踏まえながら、次期将来構想の案を事務局がまとめることで御了解をいただきました。</p> <p>以上です。</p> |
| 教 育 長      | <p>ただいま高校教育課から報告事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>  |
|            | <p>それでは、報告事項1については、以上のおりとしします。</p> <p>続いて、報告事項2について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。</p>  |
| 社会教育・文化財課長 | <p>それでは報告事項2 無形文化財保持者の認定解除について御報告いたします。</p> <p>資料は議案集資料2の106ページを御覧ください。昨年12月17日、山口県指定無形文化財「萩焼」保持者の野坂 康起氏が御逝去されました。これに伴い、山口県文化財保護条例第27条第7項の規定に基づき、同日付で同氏の保持者としての認定を解除し、その旨を2月1日付の県報で告示いたしましたので御報告いたします。</p> <p>なお、同氏が今日まで、本県の誇る「萩焼」の継承発展に御尽力されました御功績を偲び、心より御冥福をお祈りしたいと思います。</p> <p>報告は以上です。</p>   |
| 教 育 長      | <p>ただいま社会教育・文化財課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>  |
| 教 育 長      | <p>それでは、報告事項2については、以上のおりとしします。</p> <p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>   |

教育政策課長

次回の教育委員会会議は、令和4年3月23日（水）  
午後2時を予定しております。よろしくお願いいたします。